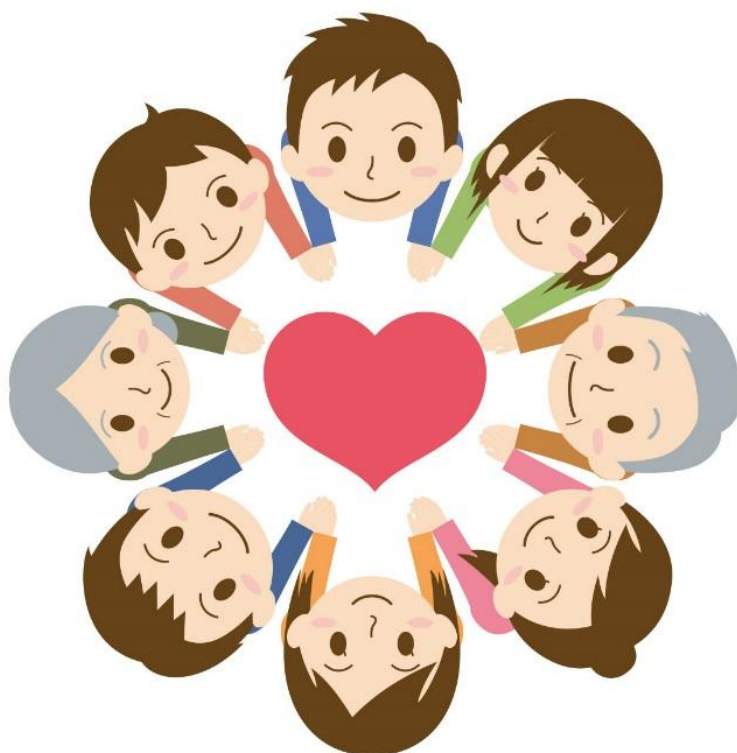


令和 8 年度

福祉委員会活動のてびき

ともに支え合い ともに暮らせる **ふくし** のまち



社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会

目次

1. はじめに	1
2. 日本の将来の人口	2
3. 亀山市における高齢者の現状	3
4. 地域で助け合う関係づくり	4
5. 福祉委員	5
◆福祉委員とは	5
◆福祉委員の役割① 福祉課題の発見	5
◆福祉委員の役割② 地域福祉活動の推進	7
6. 福祉委員会	8
◆福祉委員会とは	8
◆民生委員と福祉委員	9
7. 声かけ・見守り活動のポイント	10
8. プライバシー(個人情報)を守る申し合わせ	11
9. 「第2次亀山市地域福祉計画【後期】」	12

1. はじめに

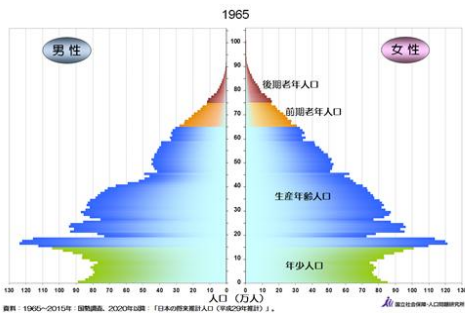


近年、少子高齢化の進展や核家族化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加に加え、社会的孤立や生活困窮など、地域住民が抱える福祉課題・生活課題は多種・多様化しており、既存の福祉の制度やサービスだけでなく、これまで以上に地域における住民同士の助け合いや支え合いの重要性が高まってきています。

亀山市社会福祉協議会では、日頃から地域で助け合い、支え合う関係を築いてけるよう、地域まちづくり協議会を基盤として、各地区の福祉委員会を中心に、地域でいつまでも安心して暮らせるよう地域全体で見守り、支援する仕組みづくりを行っており、それぞれの地域ごとに住民を主体とした見守り訪問活動や居場所づくりであるサロン活動、三世代交流等、様々な地域福祉活動を行っていただいています。

今後も福祉委員の活動が活性化し、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティア等が日頃から連携し、要援護者の早期発見・早期対応、要援護者対策などを行うために「福祉委員会活動のてびき」をもとにして、地域の皆様が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを進めるために何ができるのか、具体的にどのようなことをすればよいのか、皆様と一緒に考えていきたいと思えます。

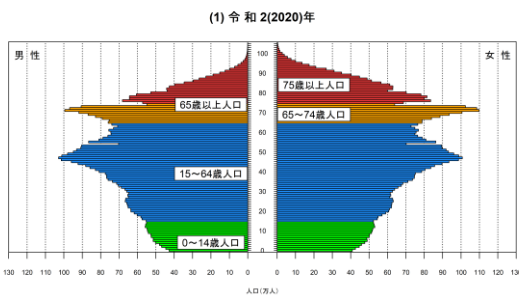
2. 日本の将来の人口



1965年（9,921万人）

ピラミッド型

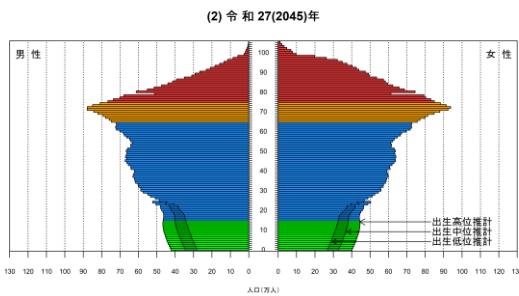
15～64歳の生産年齢人口数が多く、徐々に高齢になるにつれ少なくなる。4人以上で1人の65歳以上の高齢者を支える胴上げ型の社会。



2020年（1億2,623万人）

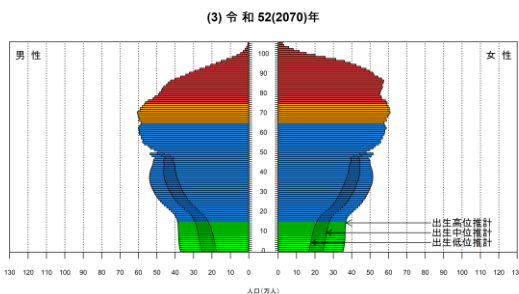
つぼ型

子ども（0～14歳）が少なく、65歳以上の高齢者が多い。
今後も人口は減少していく傾向にある。



2045年（1億880万人）

つぼ型が加速し、少子高齢化が深刻になる。
2～3人で65歳以上の高齢者を支える騎馬戦型の社会。



2070年（8,700万人）

65歳以上の高齢者が子ども（0～14歳）の約4倍にもなる。
1人で1人の65歳以上の高齢者を支える肩車型の社会。

現在の日本の高齢化率は29%以上で、超高齢社会となっています。2070年には、高齢化率38%を超えることが推測されており、超少子高齢社会を迎えると言われていています。これらの要因には、65歳以上の高齢者の死亡率が低下していることと、少子化が進み、子どもや若者の人口が減少することが挙げられています。

※国立社会保障人口問題研究所 将来推計人口より

3. 亀山市における高齢者の現状

地域福祉カルテ
(令和8年2月作成)



◆地区別人口と高齢者の実態

詳しい地域の状況に関しては、「地域福祉カルテ」もご活用ください。
社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

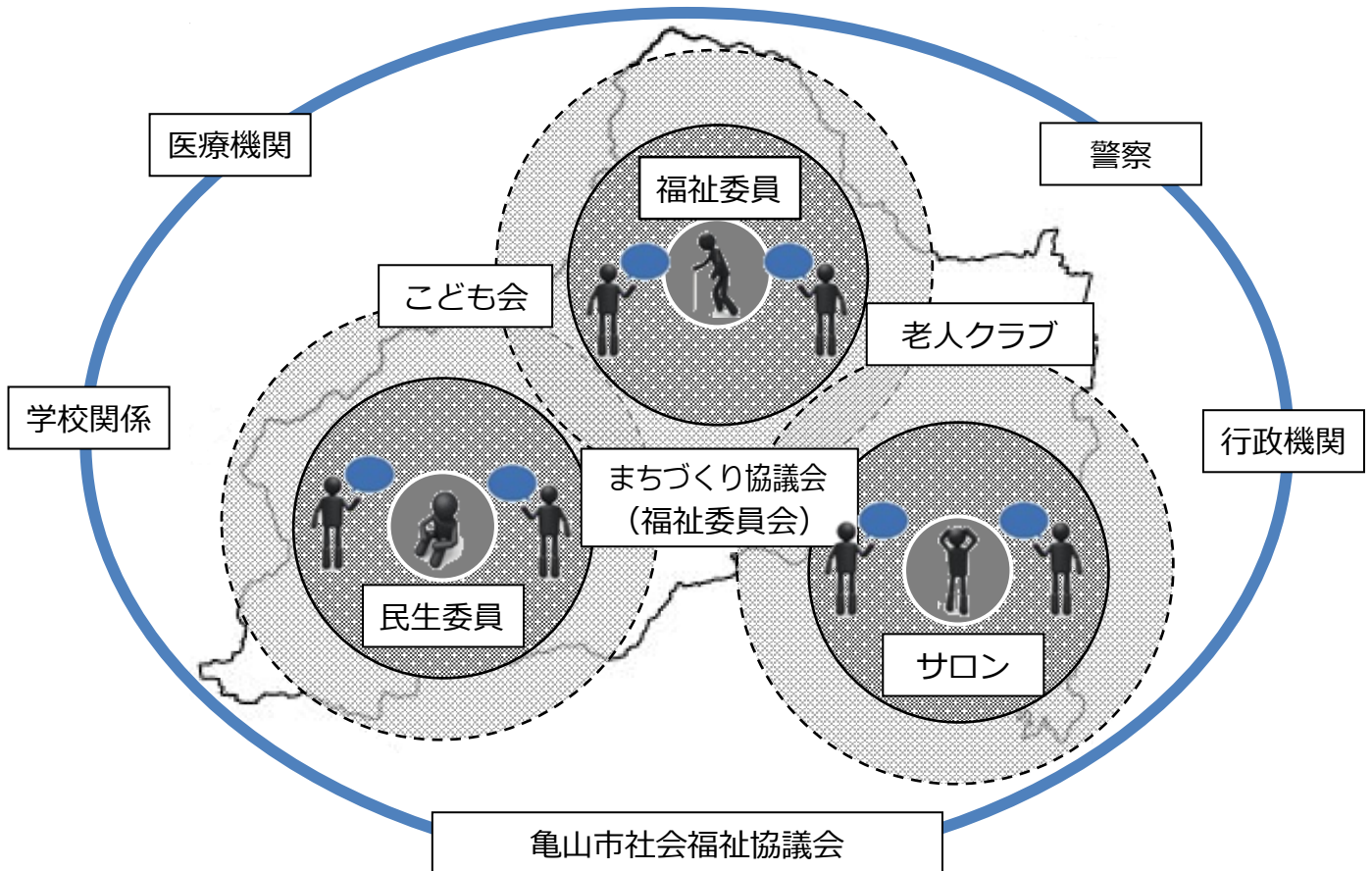
※令和7年10月1日現在

地区名	総人口 (人)	65歳以上 人口 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 ひとり暮らし (人)	全員が 75歳以上 (世帯)
昼生地区	1,399	540	38.6	47	26
井田川地区南	4,991	1,151	23.1	116	88
井田川北地区	7,583	1,960	25.8	121	142
川崎地区	7,290	1,468	20.1	98	86
野登地区	1,803	752	41.7	50	28
白川地区	685	299	43.6	25	15
神辺地区	2,911	735	25.2	51	52
野村地区	2,029	581	28.6	54	52
城東地区	660	216	32.7	30	11
城西地区	704	248	35.2	34	27
城北地区	3,749	768	20.5	75	48
御幸地区	902	196	21.7	31	21
本町地区	1,893	581	30.7	72	45
北東地区	1,223	332	27.1	31	25
東部地区	2,934	842	28.7	76	55
天神・和賀地区	1,519	477	31.4	51	42
南部地区	615	258	42.0	10	12
関宿地区	3,126	1,077	34.5	113	97
関北部地区	1,240	326	26.3	26	20
関南部地区	838	245	29.2	19	6
加太地区	820	359	43.8	29	30
坂下地区	203	117	57.6	14	9
計	49,117	13,528	27.5	1,173	937

4. 地域で助け合う関係づくり

亀山市社会福祉協議会では、地域で助け合う関係づくりを築いていくため、地域まちづくり協議会を基盤として、福祉委員の設置や福祉委員会の活動を推進しています。

日頃から地域の福祉委員、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティア等が顔の見える関係を作り連携することで、福祉課題の早期発見・早期対応、災害時の要援護者対策などに繋がります。



～ 地域で助け合う関係 ～

見守り

- 隣人、友人
- ボランティア
- 民生児童委員、福祉委員
- サロン

居場所

- まちづくり協議会
- サロン
- こども会
- 老人クラブ

専門機関

- 社会福祉協議会
- 警察
- 行政、医療機関
- 学校関係

～ こんな困っている人がいます ～

- ひとり暮らし高齢者
- 高齢者のみの世帯
- 寝たきりの方
- 認知症の方を介護している家庭
- 子育て中の親子
- 母子（父子）家庭
- 障がい者（児）
- 低所得の世帯
- 引きこもりの方
- 日本語が話せない外国人 など

5. 福祉委員 ～地域福祉の推進役～

◆福祉委員とは

福祉委員とは、地域の中で、高齢者、障がい者(児)、子育て中の親子等で支援を必要とするご本人やご家族に対して、隣近所に住む者として良き相談相手となるとともに、民生委員・児童委員や自治会、老人クラブ、ボランティア団体等と連携を取りつつ、「福祉のまちづくり」を進めていく地域福祉の推進役です。

◆福祉委員の役割① 福祉課題の発見

～身のまわりに困っている方はいませんか～

私たちが生活する地域には、下記のような福祉課題を抱えている方が存在します。

しかし、どこに相談したらよいのかわからず、自分ひとりで問題を抱えている場合は少なくありません。そこで、福祉委員には福祉課題を抱える方の相談にのったり、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会、行政機関等に連絡したりして関わっていくことが求められます。

○高齢者


- 身体が弱って、閉じこもりがち。人との関わりが少ない。
- 物忘れが出てきたのか、何回も同じ事を聞きに来る。
- 移動手段がなく、外出に困っている。
- 玄関の段差やトイレなどの住宅改修をしたいがどこに相談していいのかわからない。
- 悪質商法かも？業者が頻繁に出入りしている様子がある。または、家の中に商品らしき箱などがたくさんある。
- 高齢者世帯で介護が必要であり、買い物やゴミ出しなどの家事が回らない様子。



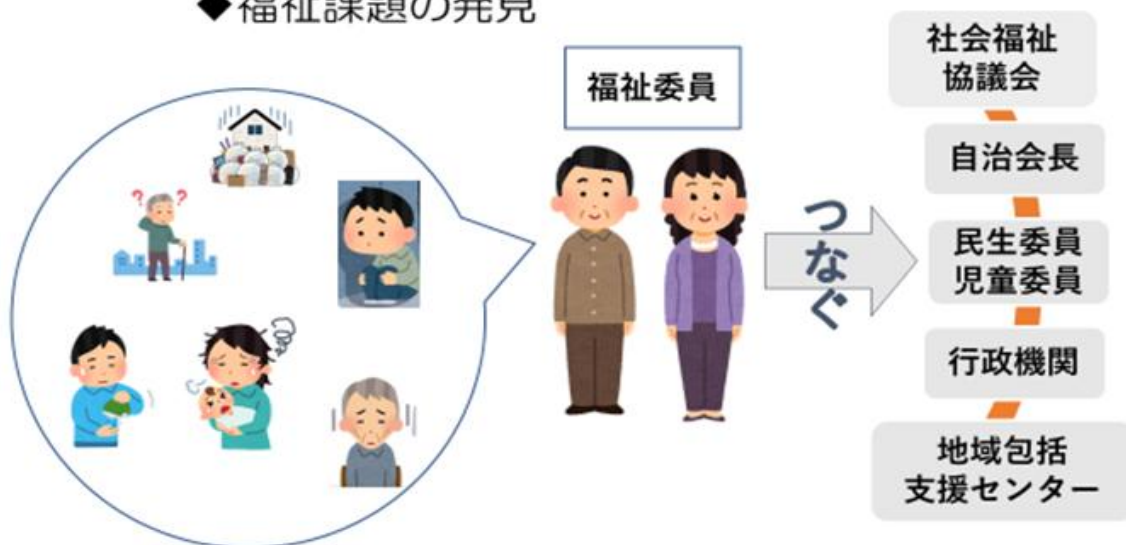
○子育て中の親子

- 周りに友達や親戚がおらず、誰にも相談できず子育てについて、ひとりで悩んでいる。
- 仕事と家庭生活の両立がうまくいっていない。
- 子どもに元気がなく、痩せてきている印象。着替えや入浴が十分行えていない様子。



○障がい者(児)	<ul style="list-style-type: none"> 障がいがある、もしくは何らかの障がいがかがわれ、日常生活で困っている様子がある。また、家族が疲れて困っている。 	
○低所得者	<ul style="list-style-type: none"> 家計のやりくり困っている。 就職先が見つからず収入が不安定で生活が苦しい。 	
○要援護者	<ul style="list-style-type: none"> 災害（火災・地震・水害等）が発生した時に、避難方法や安否確認、情報収集の方法が分からず、自力で避難することが困難と思われる。 	
○複合的な福祉課題	<ul style="list-style-type: none"> 親の年金や収入だけで生活する働いていない子の同居する「子が親に依存」している世帯がある。 小さな子どもの育児と親の介護を同時におこなっている。 ゴミや物が片づけられないためにたまり始め、自宅内外などが荒れてきている。 病気療養中などの大人に代わり、未成年の子どもが、家事や介護などを日常的に行い非常に負担がかかっているが、そのことを自覚していない家庭。 	など。

◆福祉課題の発見



～何かあれば「つないで」ください！一緒に考えましょう～

◆福祉委員の役割② 地域福祉活動の推進

～地域の実情に応じて福祉活動を行います～

福祉委員は、下記のような見守り活動、訪問活動、サロン活動、その他地域の実情に応じた活動をおこなうことにより、地域福祉活動を推進します。

『高齢者のための社会資源のしおり』もご活用ください。

社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

社会資源のしおり
(令和7年3月改訂)



○見守り訪問活動

- ・見守りが必要な方に対して、安否確認、声かけ、軽微なお手伝いを行い、定期的に見守り訪問を行う。

○サロン活動

- ・「ふれあい・いきいきサロン」や、「子育てサロン」をコミュニティセンターや集会所等で開催する。



※サロン活動は、歩いていけるぐらいの地域を対象に、高齢者、障がい児(者)、子育て中の親子などがボランティア等と一緒に、月1回程度のサロン活動を企画運営し、仲間づくり、生きがいづくり、引きこもり防止等を目的としています。

○ちょこボラ活動

- ・“ちょこボラ” って？
「ちょこっと」→「ちょこ」
「ボランティア」→「ボラ」 の略です。
- ・ちょこボラの活動内容は、地区によって様々ですが、生活上のちょっとした困りごとを助け合いで解決するしくみです。
(令和8年4月時点で5団体活動中)
例えば…
草取り
ゴミ出し
話し相手 など。
- ・人と人のつながりを通じて、生きがいや役割を持って生活でき、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられることを目指しています。



見守り活動などを通して、地域や個人だけでは解決できない問題があると感じた時には、民生委員・児童委員や自治会、まちづくり協議会等と連携を取りながら、社会福祉協議会(コミュニティソーシャルワーカー)、地域包括支援センター(生活支援コーディネーター)、行政関係機関等へ連絡して下さい。

6. 福祉委員会 ～地域福祉のネットワーク～

◆福祉委員会とは

地域の福祉活動を組織的、継続的におこなうために、全22地域まちづくり協議会に福祉委員会を設置しています。

福祉委員会は、福祉委員、民生委員・児童委員、自治会、ボランティアなどの地域住民によって構成されており、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民を主体として、地域の福祉問題を解決することを目的として、情報交換や情報共有、研修会、会議、関係機関と話し合いの場の設置等を行います。

< 活動の具体例 >

①見守りが必要な方への訪問活動

②「ふれあい・いきいきサロン」・「子育てサロン」・「コミュニティサロン」の開催

③三世代ふれあい交流会の開催

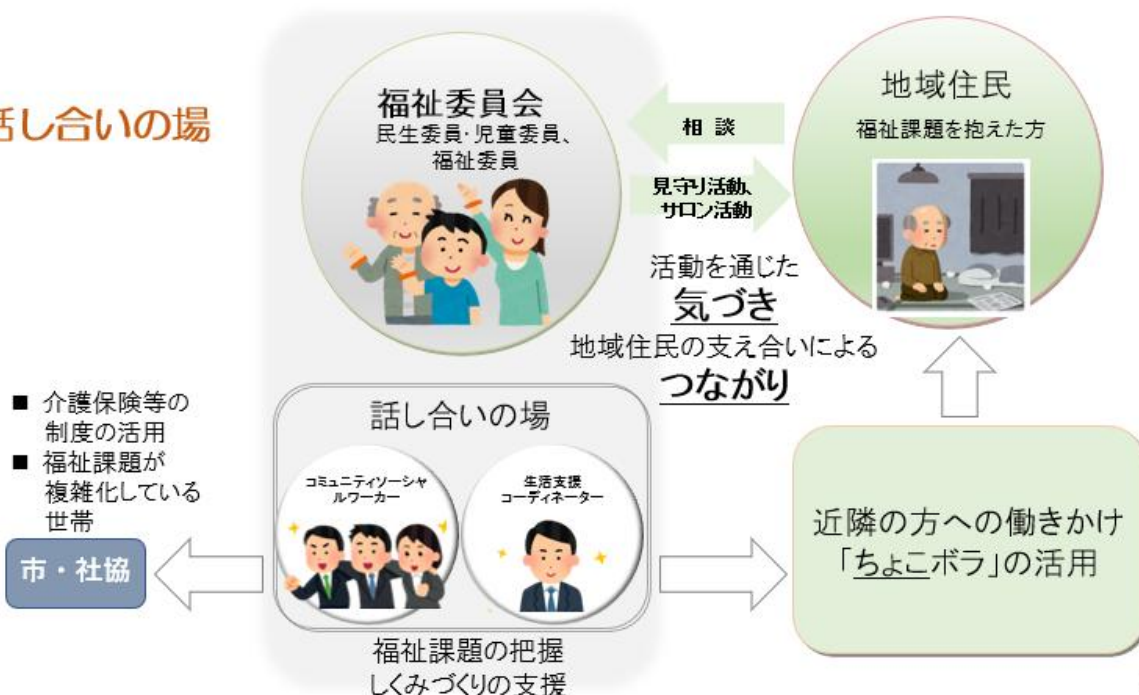
④災害（火災・地震・水害等）時の要援護者（高齢者・障がい者(児)・乳幼児・外国人等）の安否確認、避難所への誘導、情報提供についての検討

⑤講演会、他地区の活動視察や福祉施設見学等の研修会の開催

⑥地域に応じた福祉活動を行うための会議や意見交換会「話し合いの場」の開催



話し合いの場



◆民生委員・児童委員と福祉委員

	民生委員・児童委員	福祉委員
設 置	法的設置 ※「民生委員法」という法律で定められています。	任意設置 ※社会福祉協議会が地域福祉推進のため、独自に設置しています。
委 嘱	厚生労働省（厚生労働大臣）	社会福祉協議会（会長）
役 割	<p>「民生委員法」第 14 条において民生委員の職務について以下のように定められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住民の生活状態を適切に把握しておく。 ② 援助が必要な人が自立した日常生活ができるように相談や助言、その他の援助を行う。 ③ 援助が必要な人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行う。 ④ 社会福祉を目的とする事業所や社会福祉に関する活動を行う人と密接に連携し、支援する。 ⑤ 「福祉事務所（市健康福祉部）」やその他の関係行政機関の業務に協力する。 ⑥ その他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。 <p style="text-align: center;">（以上、抜粋）</p> <p>上記のように法律で定められており、地域での積極的な関わりが必要とされているだけでなく、行政等からの委任業務も大きな役割となっています。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域住民の福祉課題を発見する。 ② 見守りや訪問活動など、地域の実情に応じた福祉活動を行う。 ③ 地域では解決できない問題に対して、民生児童委員と連携を取りながら社会福祉協議会や行政機関などに連絡する。 ④ その他、地域福祉に必要とされる事業に参加、協力する。 <p>民生児童委員と連携しながら、見守り活動や行事等を通じて地域での問題などを早期発見し、関係機関等に繋ぐことが役割です。</p>
担 当 世帯数	目安として200世帯に1人程度	目安として50世帯に1人程度
人 数	96名（令和7年度）	327名（令和7年度）
任 期	3年	原則3年 但し、地区によって任期が異なる。
保 険	民生委員・児童委員活動保険	ボランティア活動保険

7. 声かけ・見守り活動のポイント

～ちょっとしたことに気づくことから～

- 朝、窓やカーテン、雨戸が閉めたままになっている。
- 暗くなっても、家に灯りがついていない。
- 新聞、郵便物が数日分たまっている。
- 洗濯物が夜になっても干したままになっている。
- 最近、町内会、老人会、サロン等の行事で姿を見かけない。



～普段の付き合いから～

- 出会った際にあいさつ、声かけを行う。
- 顔を見かけない方のお宅を、安否確認のため訪問する。
- 広報誌や回覧版を渡す際に、一声かける。
- サロンを開催し、交流を図る。
- プライバシー(個人情報)を守るよう留意する。



～おかしいなと思ったら～

- 地域の皆で連携をとりながら見守り、異変を感じたら民生委員・児童委員や自治会、まちづくり協議会、社会福祉協議会等に連絡する。

～地域住民の一員として～

「がんばりすぎない。でも、あきらめない」

8. プライバシー（個人情報）を守る申し合わせ

例えば、こんなことがプライバシー（個人情報）にあたります

◆氏名 ◆性別 ◆生年月日 ◆住所 ◆住民票コード ◆携帯電話の番号
◆勤務場所 ◆職業 ◆年収 ◆家族構成 ◆写真 ◆銀行の口座番号 など

地域福祉活動にはプライバシー(個人情報)問題が付きものです。活動で知り得たプライバシー(個人情報)を守るために、お互いに次のようなことに気をつけましょう。

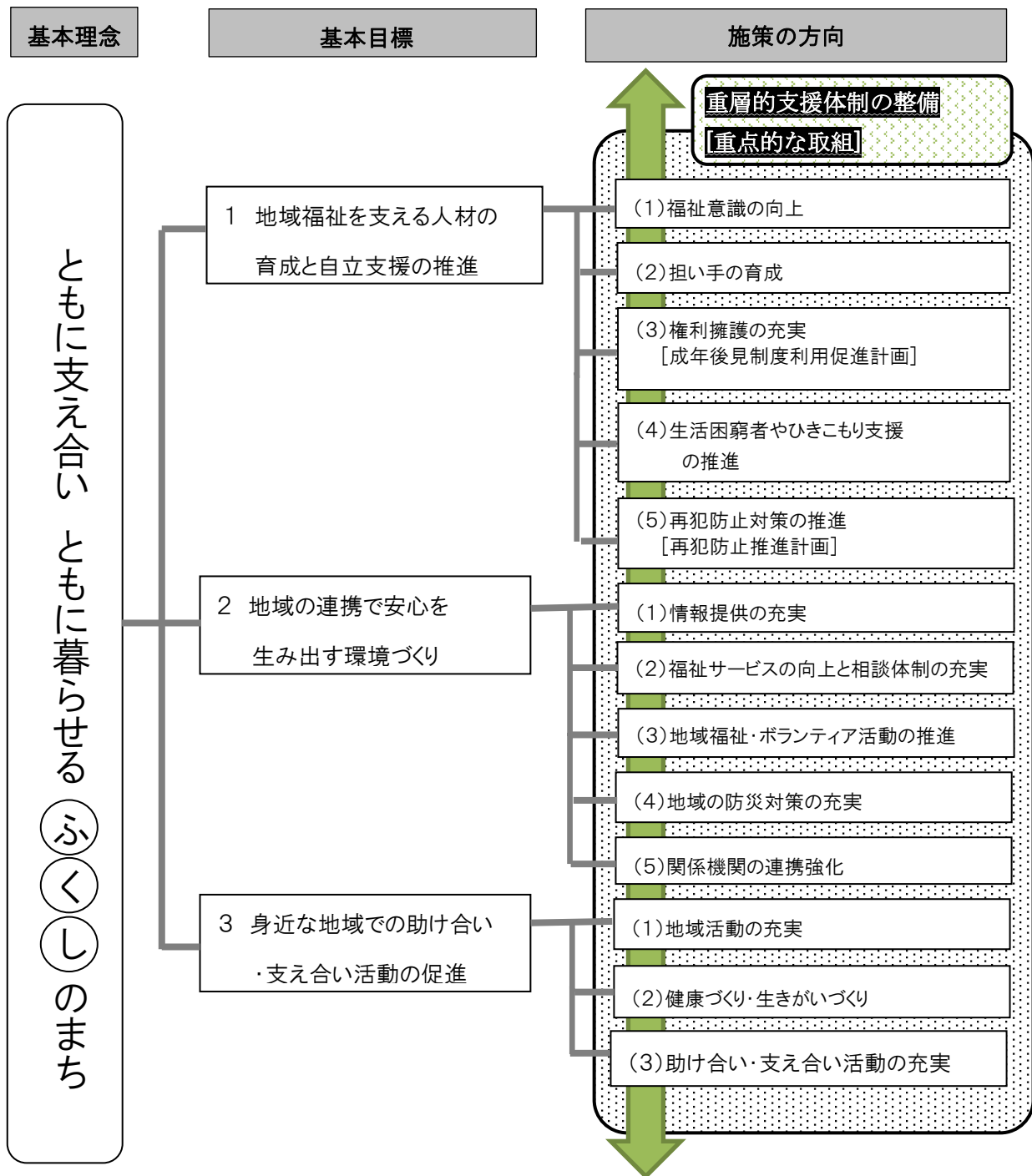
- 1 誰にも他人に知られたくない秘密（プライバシー）があることを理解しましょう。このような態度、姿勢で相手に接することが相互信頼の第一歩です。
- 2 地域福祉活動は、困っている人の手助けをする助け合い活動です。ですから、手助けに必要な個人の情報を根ほり葉ほり聞き出すことは避け、必要最小限度のことを聞くに留めましょう。信頼関係ができる中で、自然と相手の全体像が分かってきます。
- 3 活動上知り得た秘密は他人に口外してはいけません。家族にでもそうです。噂になって広がれば信頼関係は一度に崩れてしまいます。
- 4 相手の困っている問題を解決するために必要な場合は、事前に本人(又は家族)の了解を得て、他の目的に絶対使わないようにしましょう。
- 5 個人の情報に関する資料の取り扱いに気をつけ、みだりに他人の目（家族であっても）に触れないように管理しましょう。

プライバシー保護（秘密）の原則を守ることは当然ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生時、あるいは客観的にその恐れがあると判断されたときは、生命や身体の安全を守ることを優先しましょう。

9. 第2次亀山市地域福祉計画【後期】

「第2次亀山市地域福祉計画【後期】」は、誰もが、住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、住民と福祉関係の事業者・団体、行政が、力を合わせて地域の福祉課題の解決に取り組むしくみ(地域福祉)の基盤を形成するための行政による「地域福祉計画」と、地域福祉を具体的に進めていくための社会福祉協議会(社協)による「地域福祉活動計画」の両計画を一体化し、策定したものです。

地域社会の変容が見られる中で、今後、より一層、地域福祉を重層的に展開していく事が重要となります。



「第2次亀山市地域福祉計画【後期】」は市役所、あいあい、コミュニティセンター等で閲覧できます。また、社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」
〒519-0164 亀山市羽若町 545 番地

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	0595-82-7985
亀山市基幹型地域 包括支援センター「きずな」	0595-83-3575
メールアドレス aiai@kameyama-shakyo.or.jp	
ホームページ http://kameyama-shakyo.or.jp	
フェイスブック http://facebook.com/kameyama.shakyo	
YouTube https://www.youtube.com/channel/UCnuiHrtZ_M9JuOVvD4RqqdA	

亀山市

健康福祉部	健康推進課	健康増進 G	0595-84-3316
		地域包括連携 G	0595-84-3312
	地域福祉課	福祉総務 G	0595-84-3311
		障がい者支援 G	0595-84-3313
		障がい者総合相談支援 センター「あい」	0595-84-4711
子ども未来部	子ども政策課	子ども総務 G	0595-84-3315
		保育サポート G	0595-96-8822
	子ども総合支援課 亀山市こども 家庭センター	母子保健 G	0595-98-5003
		子ども支援 G	0595-83-3715
			0595-83-2425
ホームページ	https://www.city.kameyama.mie.jp		